

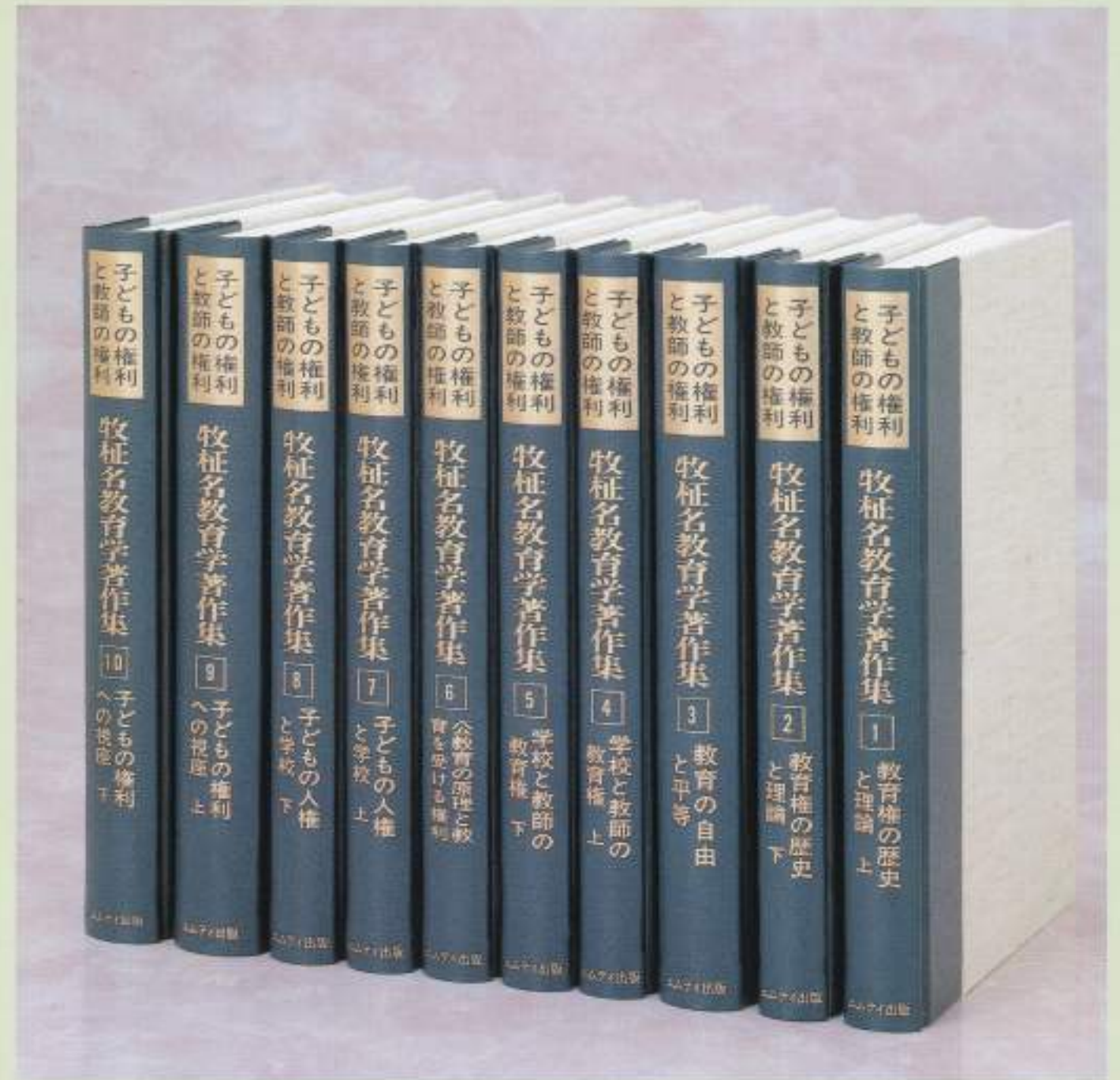
子どもの人権と教師の権利の課題に迫る!

牧証名教育学著作集 《全10巻》

子どもの権利と教師の権利



企画・編集 / 「牧証名教育学著作集」編集委員会 エムティ出版



牧証名教育学著作集

子どもの権利と教師の権利 全10巻

定価 本体85,524円(税込 89,800円)

■発行

出版の未来を考える

株式会社 **エムティ出版**

■お問合せ・お申し込みは

子どもの人権に正面から向きあわぬ学校現場では、教育そのものが崩壊寸前である。

今改めて教師の教育権・労働権を吟味し、子どもの権利と教師の権利を結ぶ道を追求め、教師自身を確かめる時がきた。

「人」「歴史」と牧征名教育権論

牧征名教育学著作集主な特色

Point.1

子どもと向きあう教師の権利に迫る。

Point.2

子どもの人権と学校についての具体的問題が解明される。

Point.3

子どものものは子どもへ、親のものは親へ取り戻す方法を示唆する。

Point.4

開かれた学校とはどんな学校かを明らかにする。

Point.5

公教育制度の民主主義的統制とは何かを解明する。

Point.6

教育にとっての「自由」の重要性が強調される。

Point.7

教育を権利とする思想の史的発展を明らかにする。

Point.8

教育裁判についての理解を深める。

現在
(一九九〇(平成三)年)

一九八〇(平成二二)年
3月、東京大学休年退官。

一九八〇(平成二二)年
4月、駿河台大学経済学部教員課程教授。

一九八〇(平成二二)年
5月、東京大学教育学部教授、教育行政学担当。

一九八〇(平成二二)年
5月、静岡大学教育学部助教授。

一九八〇(平成二二)年
5月、静岡大学教育学部助教授。

一九八〇(平成二二)年
1月、静岡大学教育学部助教授。

一九八〇(平成二二)年
4月、静岡大学教育学部教授、教育制度担当。

一九八〇(平成二二)年
この間、東京大学大学院教育学部研究科兼任講師、教育法担当、京都大学大学院教育学部研究科兼任講師、教育法担当等非常勤講師を

経験。

一九八〇(平成二二)年
6月、東京大学大学院人文科学研究科博士課程中退。

一九八〇(平成二二)年
9月、東京大学教育学部助手。

一九八〇(平成二二)年
3月、東京大学教育学部卒業。

一九八〇(平成二二)年
3月、東京大学教育学部卒業。

一九八〇(平成二二)年
10月11日、東京都に生まれる。

一九八〇(平成二二)年
3月、東京大学教育学部卒業。

一九八〇(平成二二)年
4月、東京大学大学院人文科学研究科修士課程入学。

一九八〇(平成二二)年
6月、東京大学大学院人文科学研究科修士課程中退。

一九八〇(平成二二)年
9月、東京大学教育学部助手。

牧征名略年譜



駿河台大学法学部法務学教授、教育法研究、教育法演習担当、日本教育法学会理事、埼玉県子どもの人権ネットワーク代表委員(複数)、川崎市アカデミー運営委員、子どもの人権と体罰研究會代表。(現在に至る)

推薦者一覧 (五十音順・敬称略)

- | | | | | | |
|--------|--|--------|--|--------|----------------------------|
| 青木 定治 | 高知大学人文学部教授 | 河内 謙子 | 大東文化大学教授、日本国際理解教育学会理事 | 田中 林二郎 | 追手門学院大学人文学部教授 |
| 青木 一 | 教育評論家・遠東教育研究サークル連絡協議会代表 | 神田 伸 | 山梨学院大学法学部教授、大学院公共政策研究科員 | 田中 孝彦 | 北海道大学助教授 |
| 赤羽 忠志 | 東洋英和女学院大学人間科学部教授 | 藤田 伸 | 早稲田大学文学部教授 | 田中 龍彦 | 龍谷大学教授 |
| 林 英尚 | 大阪教育大学教授、副学長 | 藤田 誠二 | 筑波大学助教授 | 田中 隆雄 | 福島大学教育学部助教授 |
| 安藤 和志 | 神奈川大学法学部教授 | 久保 義三 | 武蔵野美術大学理事長 | 田中 明 | 立正大学非常勤講師 |
| 安部 富士男 | 日本体育大学女子短期大学教授、学校法人安部幼稚園理事長兼園長 | 奥野 裕彦 | 北子法律事務所、弁護士、「子どもの人権」研究会事務局員 | 丹新 善久子 | 熊本県立大学教授 |
| 新井 秀明 | 横濱国立大学教育人間科学部助教授 | 奥野 伸 | 龍谷大学人文学部教授 | 坪井 直子 | 堺市法律事務所、弁護士、日本女子大学の権利委員会委員 |
| 栗原 隆夫 | 山梨学院大学法学部助教授 | 小島 昌夫 | 元、女子美術大学教授 | 坪井 由美 | 愛知教育大学教授 |
| 飯田 正則 | 飯田正則法律事務所、弁護士 | 小島 善孝 | 北海道教育大学札幌校教授 | 藤井 美紀 | 全国高等学校教育法研究会常任委員 |
| 飯上 博 | 立正大学名誉教授 | 古野 博樹 | 北海道教育大学旭川校教授 | 寺尾 史子 | 横浜家庭裁判所調停官 |
| 飯上 正雄 | 立正大学非常勤講師 | 許登 有 | 大阪府立大学助教授 | 寺尾 弘明 | 東京大学助教授 |
| 池田 真雄 | 日光大学人間関係学教授 | 小林 文人 | 和光大学教授、東京学芸大学名誉教授 | 寺尾 高男 | 阪南大学大学院教授、東京大学名誉教授 |
| 栗原 直也 | 宝仙学園短期大学教授、学部長 | 酒井 憲祐 | 静岡県立沼津南高等学校教師、全国高等学校教育法研究会常任委員 | 町野 光 | 中央大学教授 |
| 石川 嘉孝 | 石川法律事務所、弁護士 | 堀野 健史 | 福島大学行政社会科学研究科教授 | 中村 健一 | 北海道大学教授 |
| 石川 隆三郎 | 千葉工業大学教授 | 堀野 謙三 | 名古屋大学教育学部教授 | 中山 和久 | 早稲田大学教授 |
| 石野 邦彦 | 千葉国立高砂第二小学校事務職員 | 堀本 亮夫 | 三重大学教育学部教授 | 永井 肇一 | 法政大学教授 |
| 石野 雄治 | 長崎県立大学学長 | 堀本 弘嗣 | 三重大学教育学部教授 | 永井 隆幸 | 立正大学教授 |
| 穂田 一郎 | 筑波大学教授 | 佐藤 一子 | 東京大学大学院教育学研究科教授 | 成嶋 隆 | 新潟大学教授、日本教育法学会理事 |
| 穂田 洋 | 板谷法律事務所、弁護士 | 佐藤 哲司 | 秋田大学教育文化学部助教授 | 成嶋 和世 | 愛知教育短期大学講師 |
| 伊藤野 昭弘 | 東京学芸大学名誉教授 | 佐藤 隆 | 神奈川大学法学部教授、日本学術会議議員、日本教育法学会理事 | 野上 修治 | 明治大学法学部教授 |
| 伊藤 昭 | 静岡大学教育学部教授、静岡教育法研究会会長、静岡県民連合会長 | 佐藤 隆 | 東京家政学院大学助教授 | 野上 善国 | 弁護士、元神戸弁護士会少年問題対策委員 |
| 伊藤 貞真 | 熊本学園大学教授 | 佐藤 隆雄 | 国士大学助教授 | 野上 隆 | 都立文化大学社会科学科教授 |
| 井澤 一 | 静岡県教育文化研究所所長 | 佐藤 隆 | 法政大学法学部教授 | 花井 正 | 静岡大学教授 |
| 岩橋 志雄 | 鹿児島大学国際教育短期大学助教授、鹿児島大学医学部保健学科教授(1981.10月-) | 佐藤 隆 | 法政大学法学部教授 | 藤田 肇一 | 神戸大学法学部助教授 |
| 福田 健秀 | 名古屋大学助教授 | 佐野 通夫 | 四国学院大学教授、文学部長 | 平塚 善経 | 工学院大学教授 |
| 榎野 裕子 | 中央大学教授 | 沙見 勉幸 | 東京大学教育学部助教授 | 広沢 伸 | 育英短期大学教授 |
| 榎井 正久 | 東京大学名誉教授 | 藤原 一 | 東京大学名誉教授 | 深山 正光 | 身延山大学仏教学部教授 |
| 榎舟 寿夫 | 和歌山大学教授、学部長 | 榎田 敏也 | 成蹊大学教授 | 藤沢 法雄 | 金沢大学教授 |
| 内野 正幸 | 筑波大学社会科学系教授 | 奥田 修一 | 中央大学文学部教授、社会教育推進全国協議会委員長 | 越木 正立 | 大東文化大学教員 |
| 梅田 利光 | 和光大学人間関係学助教授 | 奥ノ江 一彦 | 立正大学非常勤講師 | 古沢 常雄 | 法政大学文学部教授 |
| 梅田 賢出 | 早稲田大学教授 | 志原 隆広 | 東京大学教授 | 志原 安三郎 | 立正大学名誉教授 |
| 藤野 東洋一 | 東京大学大学院教育学研究科教授 | 清水 寛 | 埼玉大学教授、全国障害者問題研究会顧問 | 藤江 隆二 | 東海大学教育学部教授 |
| 江藤 孝二 | 名古屋大学名誉教授 | 志村 隆一 | 山梨学院大学教授、一般教育部長 | 藤田 隆久 | 中央大学教授、日本教育学会会長、民主教育研究所代表 |
| 海老原 浩 | 熊本大学教育学部教授 | 下村 哲夫 | 早稲田大学教育学部助教授 | 横山 均 | 日本福祉大学教授 |
| 海老原 治香 | 文京学芸大学教授 | 城丸 豊夫 | 千葉大学名誉教授 | 久木 武典 | 和光学園副員 |
| 大岡 典 | 東京大学名誉教授 | 新井 洋史 | 中央女子大学助教授、東海高等教育研究所 | 二上 聡彦 | 明治大学文学部教授 |
| 大田 政男 | 大東文化大学教授 | 杉原 敏行 | 阪南大学経済学部教授 | 二上 和次 | 神戸大学発達科学部教授 |
| 大塚 健 | 早稲田大学名誉教授 | 杉村 康彦 | 日本大学教授 | 二上 典 | 全日本教職員組合委員長 |
| 大塚 隆雄 | 福島大学助教授 | 杉山 明美 | 吉備国際大学教授、神戸大学名誉教授 | 三浦 成宣 | 千葉大学教授 |
| 岡本 洋三 | 鹿児島大学名誉教授 | 鈴木 英一 | 菅京平成大学教授、名古屋大学名誉教授 | 三浦 真二 | 二松学舎大学文学部教授 |
| 小笠原 正 | 東京大学法学部教授 | 鈴木 秀一 | 北海道大学名誉教授 | 森田 幸三 | 和歌山大学教授 |
| 小笠原 剛 | 和歌山女子大学文教育学部助教授 | 鈴木 清一 | 早稲田大学教授 | 森田 三男 | 名古塚大学法学部教授 |
| 小川 利光 | 名古屋大学名誉教授 | 須藤 龍昭 | 大東文化大学教授 | 八木 八郎 | 愛知教育研究所所長 |
| 小川 敏夫 | 元日本学術会議会員 | 須藤 隆夫 | 愛知共同法律事務所、弁護士、日本女子大学の権利委員会副委員長、京大教育学部非常勤講師 | 山口 和孝 | 埼玉大学教育学部教授 |
| 奥平 康博 | 和光大学教授 | 高木 英明 | 大阪経済大学助教授 | 山口 二郎 | 信子会 |
| 小沢 有作 | 東京国立大学名誉教授 | 高野 浩一 | 九州大学名誉教授 | 山田 真 | 奈良女子大学教授 |
| 高花 洋 | 大東文化大学助教授 | 高野 龍一 | 高野法律事務所、弁護士 | 山田 正徳 | 南山短期大学教授、愛知教育研究団体育道協進会会長 |
| 高山 定 | 弁護士 | 高橋 清一 | 高橋清一法律事務所、弁護士、和光大学人文学部教授 | 山内 太郎 | 東京大学名誉教授 |
| 松田 昌英 | 全国高等学校教育法研究会会長 | 竹内 謙子 | 広島修道大学法学部教授 | 山内 昭 | 神農大学助教授 |
| 藤野 尚行 | 岐阜経済大学教授 | 竹内 トシエ | 全国高等学校教職員制度研究会代表 | 吉岡 直子 | 西南学院大学助教授 |
| 藤野 正幸 | 北星学園大学専任講師 | | | 依田 千久子 | 千葉工業大学助教授 |
| 藤野 克行 | 大甲女子短期大学教授 | | | 岩橋 浩 | 弁護士、日本社会事業大学教授 |
| 藤野 忠雄 | 福井大学教育学部教授 | | | | |
| 藤野 仁 | 東京国立大学名誉教授 | | | | |
| 藤田 利子 | 静岡大学教授 | | | | |
| 藤山 正弘 | 高知大学教育学部教授 | | | | |
| 藤巻 真 | 工学院大学工学部助教授 | | | | |
| 河内 彰義 | 愛知学院大学教授 | | | | |

教師の権利とは何か、子どももの権利とは何か、を正しく考える時である！

第一巻 教育権の歴史と理論 上

第一章 教育権

- I 基本的人権としての教育権
- II 市民的権利としての教育権
- III 労働者階級と教育権
- IV 日本における教育権思想の発達
- V 実現の課題としての国民的教育権

第二章 教育を受ける権利とその理論

- I 教育の主人公はだれか
- II 教育を受ける権利の保障と「能力に応ずる」教育
- III 教育を受ける権利と労働権
- IV 「教育の自由」の理論的課題

解説 土屋 基規

教育についての権利の総体をここでは教育権と捉えている。第1章では、ヨーロッパ（主としてフランス）ならびに日本における教育についての権利思想の内容について説明した。

教育を受ける権利の内容をここでは、1) 人間の精神的・知的独立、2) 人間としての発達保障、3) 労働権の本質的保障、4) 人間の市民的・政治的主体としての自己形成、と捉えている。

第2章は、教育を受ける権利（憲法14条）の権利評価にあてられている。発達保障と「能力に応ずる教育」の関係を考究し、労働権の法的理解について疑問を提示し、労働権と教育の内容的関連について考察した。さらに、「教育を受ける権利」をたんにいわれる社会権として理解するのではなく、「教育の自由」の保障と不可分のものであることを察した。

第二巻 教育権の歴史と理論 下

第三章 基本的人権としての教育権

- I はじめに
- II 憲法・教育基本法における国家と国民
- III 教育権の主体とその内容
- IV まとめにかえて

第四章 教育の国家統制

- I はじめに
- II 人民の権利としての民主主義的統制
- III 国民教育の主権者統制の課題
- IV 主権者統制と教育における自由

第五章 宗像教育権論について

- I 宗像論者と教育裁判
- II 宗像論者と杉本判決
- III 教育権の理論における価値観的立場

第六章 教育権の理論における価値観的立場

- I 教育権論者と教育基本法制定の断絶
- II 教育を受ける権利と教育的価値
- III 教師のアナデミック・アロードム
- IV 教育基本法10条と教育行政権

5 教育権論の発展に向けて

第六章 教科書裁判証言

戦前における教師の教育の自由について
教師の教育の自由の理念の展開について
教師の教育の自由の理念の制度への反映
教育の自由の理念の歴史的発展について
憲法・行政法の学説について
戦後の法制史における「教育の自由の内容」について
教育を受ける権利について
教師の教育の自由について

第七章 ゴンドルセ

第八章 「牧師教育権論集」理論的
研究初期の頃

- I 国民教育の創設
- II 教育権論の発展
- III 学制権概念をめぐって
- IV 宗像教育行政学との「距離」
- V パリ・コミュニケーションへの関心

牧師論の方法と特質

- I 聖書理論と憲法理論と対比
- II 持田理論との対比
- III 制度史研究からの「距離」
- IV 労働権の本質的保障としての教育権
- V 自己統制としての主体形成をめぐって
- VI 「労働者階級」から「国民」へ
- VII 関係構造の全体論
- VIII 「事実」からの理論化
- IX 教育の公共性」をめぐって
- X 「共同学業」性への着目
- XI 「官制」と公教育
- XII 教育権と市民的共同をどうつなぐか
- XIII 複合的人権としての「教育権」
- XIV 「自由」概念の再構成
- XV 牧師論のリアリティ
- XVI 「市民的市民」の組織のあり方とは？
- XVII 「組織」と「制度」の基本的性格
- XVIII 「自派」である
- XIX 個人の人格保障と「共同性」との関係
- XX 「事実」に動かされて
- XXI 「協約的共済」から「自派的共済」への転換
- XXII 「人権」の権利性と普遍性

現実的教育と教育法研究

- I 「形成原理」をめぐって
- II パターナリズム論をめぐって

教育権研究の今日的課題

- I 教師の教育権の相対性
- II 「彼の信託」論をめぐって
- III 「協」と「共済」との基本的関係
- IV 子どもの人権裁判と子どもの権利条約
- V 人権論の核心
- VI 佐藤幸治の憲法論をめぐって
- VII 女性、子ども、高齢者の権利

解説 田子 健

本書は前巻と一体のものである。教育は、発史的には私的なものであっても、やがて国家がこれを組織し、自己の権能として統制して今日の如き形となった。国・公立学校はいままでもないが、私立学校もまた文部大臣もしくは都道府県知事の認可をうけてはじめて法人として教育事業を営むことが可能となる。こうした制度のもとで、国民による教育統制は可能か、いかなる条件が必要か、について歴史的に考察することに中心がおかれている。

なお、本書作業全体にかがって、わたしの研究生生活の軌をたどり、そこに含まれている特徴・疑問・課題について、編集委員会による座談会が本書に収められている。

第三巻 教育の自由と平等

第一部 教育権と教育の自由

第一章 教育法の意義

- I 教育法の意義
- II 現代法としての教育法
- III 教育法の意義

II 子ども・青年・成人の権利と教育法

- I 子どもの権利の歴史的意義
- II 子ども・青年の権利内容
- III 権利保障の主体と制度

第二章 教育権と教育を受ける権利

- I はじめに
- II 学校の生活と子どもの権利
- III 「わかる」ということ
- IV 自治のちから
- V 学校生活の条件
- VI 子どもへの権利と親の要求
- VII 子どもの守衛者としての親
- VIII 子どもへの権利内容の判断
- IX 教育創造主体としての親

III 教育権と教育を受ける権利

- I 国家の論理
- II 教育事業の主体

第三章 教育権における自由と平等

- I 自由と平等を考ふる意義
- II 教育の自由の三重構造
- III 教育・学習権における自由と自律
- IV 教育における平等と能力に必ずる教育

第四章 教育における平等

- I はじめに
- II 教育上の平等原則—絶対的平等と相対的平等
- III 教育的配慮としての能力に必ずる教育
- IV まとめにかえて

解説 長谷川 洋介

第二部 教育裁判からみた教育の自由

第一章 杉本判決と教育の自由

- I 杉本判決をどう受けとめるか
- II 教師の「学問・教育の自由」と杉本判決の意義
- III 教育労働者と「教育の自由」
- IV 杉本判決を克服するべき課題

第二章 公教育原理からみた高津判決

- I 憲法・教育基本法と公教育
- II 公教育と教育を受ける権利
- III 教育の自由と公教育

第三章 教育の自由と平等

- I 教育を受ける権利と学問・教育の自由
- II 教育を受ける権利の理想
- III 教育を受ける権利の法的根拠
- IV 教育を受ける権利と学問・教育の自由
- V 教育を受ける権利と教育の自律性
- VI 朝鮮大学校認可問題と日本人の立場
- VII 朝鮮大学校認可問題の事実経過
- VIII 外国大学校認可問題と朝鮮大学校認可行政
- IX おむね一むくしたちの課題—

III 教育と自治

- I 学校は何のためにある
- II 自治体の革新ということ
- III 住民自治の基礎—発達保障と労働権
- IV 学校自治と教育労働者

IV 戦後三十年と憲法・教育基本法

- I はじめに—私の戦後—
- II 国民的教育権とは
- III 国民的教育権—その戦後三十年の歩み
- IV 私達の自信と確信

V 学校に自由と自治を

解説 梅澤 収

第一部は、現代法としての「教育法」とは何かについて、新しい定義をおこない、次のように述べた。「教育法とは、人間の学習の条件を社会的に統制する法体系」というのがこれである。「教育制度に固有な法（兼学教授）」「教育を受ける権利を保障する法体系（永年学校）」に對比すれば、法社会学定義といえるであろう。

さらに、教育を受ける権利の無差別平等保障と教育の自由の関係を説明した。教育の国家独占の現利態のなかで、教育の自由の保障が益々重要な意義を有することを察した。

第二部は、教科書裁判を中心として、教育における自由と自治がもつ意義について考察している。憲法・教育基本法を全宗五条とするのではなく、内容的にはより民主主義的に、人権保障的に、わたしたち国民が日々これを更新していくもの、という立場に立って記述されている。

第四巻 学校と教師の教育権 上

第一章 教師の教育権

- I 教師と教育を受ける権利
- II 教師の基本権の諸相

II 教師と教育を受ける権利

- I 国民的教育権と教育基本法
- II 教育労働者の権利の意義
- III 教育を受ける権利と教師の地位

II 教師の基本権の諸相

- I 教育の官制統制と教育労働者
- II 憲法会議の位置と権限
- III 基本的人権としての教育と労働
- IV 思想・信条の自由と教員採用人事
- V 教育労働者の自律性

III レッド・パージ裁判

- I 裁判—「〇〇・レッド・パージ無効訴訟」
- II レッド・パージの特質と経過
- III 公有書物における争点

解説 土屋 基規

一日の大部分の時間を子どもは学校です。また、義務教育の期間のみを数えても9年間、就学前教育と高等学校教育の期間をこれに加えれば19歳年以上にもなる。

この間、「専門職」として子どもと向きあっているのは教育関係職員、とりわけ教師である。かつては教師は天職（聖職）であるといわれ、市民的自由はさまざまな制約をうけていた。第二次大戦後は、教師は労働者であるとされ、あるいは専門職であることが強調された。

いずれにせよ、教師は個としてまた学校に組織された集団として、子どもにいかせる責任を負うものか、その社会的権限が問われる。

こうしたことにこたえようとして本書は書かれている。多忙化の中で生気を失い、官僚制のもとで自縛状態にある教師が、人間の自律性、市民的自由を確保する道が益々求められる。労働の自律性と社会的倫理性の回復なしには、教師は子どもの人格の形成に望んでいられよう。

第五巻 学校と教師の教育権 下

第二章 教師の教育権と教育法

- I 主任の制度化
- II 教科書使用義務
- III 研修の目的性・集団性・開放性

III 主任の制度化

- I はじめに
- II 「主任」制の背景—教師法制定から「主任」制へ
- III 制度の実態とその問題点
- IV 教育法上の問題点
- V まとめにかえて

II 教科書使用義務

- I 教師の教育責任
- II 戦前の教科書制度とその教訓
- III 戦後の教科書制度と教科書
- IV 主たる教材としての教科書
- V 教科書の使用義務

III 研修の目的性・集団性・開放性

- I はじめに
- II 研修の本質とその目的性
- III 研修をめぐっての解説上の争点
- IV 研修の行政とその成果の公表・交流

第三章 教師集団と学校

- I 教師集団の形成と学校づくり
- II 現代に生きる教師は

IV 教師のしごととは

- I 教師の一日から
- II 教えることと学ぶこと
- III 教師は日本の未来をつくる
- IV 現代に生きる教師は
- V 歴史のなかの教師
- VI さだまの教師像をめぐって
- VII 教師の専門職性とは

第五章 今日における教育運動の課題にまよって

- I はじめに
- II 「発達の必要」に促される社会的要求
- III 「教師と親」から「教師と親・住民」へ
- IV 制度・内容・自己教育

第六章 裁判証言（公開証言）

解説 留月 彰

前巻に引き続き、教師に関する法上の具体的な問題を扱っている。「主任」制度はいかなる意味をもつか、教師に求められている教科書使用料の内容をどう理解するか、教育公務員特例法19条、20条が規定している「研修」はいかに解すべきかなど、こうした具体的な事項に、実践的な理解を深めるよう努力した。

学校は、教師のみが責任を負っている組織体ではない。多様な職種の人びとの協働体として学校は子どもと親。そして国民に責任を負っている。いかにして生き生きとした教職員集団を形成するか、これまた本書が課題としていることである。

ところで、学校内部の関係が円滑であればそれでよい、ということにはならない。学校への親・住民の参加なしには、子どもの権利を保障することはむずかしい。

すぐれて本書は、学校・教師を解らせる道を求めたものである。

第六巻 公教育の原理と教育を受ける権利

第一章 公教育制度の原理的考察

- I 国家・人権・教育
- II 公教育制度の原理を考ふる
- III 教育人権と憲法教育制度

II 公教育制度の原理を考ふる

- I はじめに
- II 教育の機会均等原則の現代的確立
- III 共同教育と共通教育
- IV 親の教育選択権と公教育制度
- V 義務教育制度をどう考えるか
- VI 人権保障からみた教育の中立性
- VII 公教育の確保から点検へ
- VIII 教育の自由と公共性
- IX まとめにかえて

III 教育人権と憲法教育制度

- I 教育の自由は二つの関係と内容で
- II 義務教育制度を原理的にどう捉えるか
- III まとめにかえて

II 教育を受ける権利を保障する関係

- I 教育を受ける権利の内容とその関連構造
- II 教育を受ける権利と教育の自由
- III 教育を受ける権利とその構造
- IV 義務教育とその無償性
- V 主権者たるに必要な政治教育と教育基本法
- VI 公立高等学校の学区制
- VII 教育権と政治教育
- VIII 教育を受ける権利を保障する関係
- IX 教育権の主体の関連構造
- X 教育労働の社会的責任
- XI 教育行政権と教育保障
- XII まとめ

第三章 教育科学と教育法学との統一

- I はじめに
- II 教育行政法から教育法へ
- III 教育法と教育行政
- IV 教育法を生みだした契機
- V 憲法裁判の構造と権限
- VI 教育の国家統制とそれに対する抵抗
- VII 理念の主題から教育法解釈論へ
- VIII 教育科学と教育法学との統一
- IX 教育人権論—教育における自由と平等
- X 教育制度論
- XI まとめ

解説 伏見山 洋介

いわゆる公教育制度は、国民の共通利益を実現するものとしての「公」ではなく、国家的義務を重要な契機として成立している。

この制度の下で、言葉の真の意味で、一人ひとりの子どもにふさわしく教育を受ける権利を保障することはどこまで可能か、また、そのような教育を作りあげていく主体相互の関係はいかにあるべきか、について考察した。

具体的には、次のような諸問題を対象としている。教育の機会均等原則が競争市場への登場の自由を平等に保障することであること。親の教育選択権（さらには参加権）が極めて限定的な意味しかもたないこと。教育の中立性（学校・政治・行政）が、その実態において現代個人の人権と科学的論理よりむしろ、国家の統治作用から解せられていること。

総じていえば、義務教育制度を中核とした現代公教育制度が、子どもの発達を保障する面を含みながらも、その内容と保障関係において、極めて矛盾した内実をなしていることを追及した。

